

令和2年 第4回国東市議会定例会 提出議案

議案 第76号	令和2年度国東市一般会計補正予算(第7号)	P 1
議案 第77号	令和2年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第3号)	P 2
議案 第78号	令和2年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定 第2号)	P 3
議案 第79号	令和2年度国東市水道事業特別会計補正予算(第3号)	P 4
議案 第80号	令和2年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	P 5
議案 第81号	国東市過疎地域自立促進計画の変更について	P 6
議案 第82号	国東市学校給食費条例の制定について	P 7
議案 第83号	国東市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について	P 9
議案 第84号	国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	P 1 2
議案 第85号	国東市産業振興条例及び国東市税特別措置条例の一部改正につ いて	P 1 3
議案 第86号	国東市国民健康保険税条例の一部改正について	P 1 4
議案 第87号	国東市体育施設条例の一部改正について	P 1 6
議案 第88号	国東市火災予防条例の一部改正について	P 1 8
議案 第89号	国東市老人憩の家条例の廃止について	P 2 0
議案 第90号	大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同 組合規約の変更について	P 2 1
同意 第5号	農業委員会委員の任命について	P 2 2

議案 15件

同意 1件

計 16件

議案第 76 号

令和 2 年度国東市一般会計補正予算(第 7 号)

令和 2 年度国東市一般会計補正予算(第 7 号)を別紙のとおり定める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 77 号

令和 2 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 3 号)

令和 2 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 78 号

令和 2 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 2 号)

令和 2 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 79 号

令和 2 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 2 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 80 号

令和 2 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 2 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 81 号

国東市過疎地域自立促進計画の変更について

国東市過疎地域自立促進計画の一部を次のように変更する必要があるので、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 6 条第 7 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更する。

提案理由 ケーブルテレビ整備事業(光ケーブル化)及び農業公社管理運営事業の推進に伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づく財政上の特別措置を活用する必要があることから、国東市過疎地域自立促進計画を変更するもの。

議案第 82 号

国東市学校給食費条例の制定について

国東市学校給食費条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市学校給食費条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。)の規定に基づき本市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項について定める。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第 3 条第 1 項の学校給食及び法の規定に準じて実施する幼稚園給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第 11 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者等 子に対して親権を行う者その他規則で定めるこれに準ずる者をいう。
- (4) 教職員等 児童、生徒又は幼児以外の者であつて学校給食を受ける教職員その他の者をいう。

(学校給食の実施)

第 3 条 本市は、国東市立学校設置条例(平成 18 年国東市条例第 101 号)に規定する小学校、中学校及び義務教育学校並びに国東市立幼稚園設置条例(平成 18 年国東市条例第 104 号)に規定する幼稚園において学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収等)

第 4 条 市長は、学校給食を受ける児童、生徒又は幼児の保護者等から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額、徴収方法及び納期限は、規則で定める。

(督促等)

第 5 条 市長は、納付期限までに学校給食費を納付しない保護者等があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

- 2 保護者等は、前項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国東市債権管理条例(平成25年国東市条例第1号)第9条の規定にかかわらず、同条例第11条第1項の例により、遅延損害金を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(教職員等給食費の徴収)

第7条 市長は、給食の提供を受ける教職員等から、当該提供に要する費用のうち教職員等が負担すべきものとして、第4条第1項に規定する学校給食費に準ずる給食費(以下「教職員等給食費」という。)を徴収する。

- 2 第4条第2項、第5条及び前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第4条第2項中「学校給食費」とあるのは「第7条第1項に規定する教職員等給食費」と、第5条第1項中「学校給食費を納付しない保護者等」とあるのは「第7条第1項に規定する教職員等給食費を納付しない教職員等」と、同条第2項中「保護者等」とあるのは「教職員等」と、前条中「学校給食費」とあるのは「次条第1項に規定する教職員等給食費」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由 令和3年度からの学校給食費公会計化に伴い、学校給食費を本市の歳入とするにあたり、本条例を制定する必要があるので提出する。

議案第 83 号

国東市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について

国東市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例

国東市ケーブルテレビ施設条例(平成 18 年国東市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 加入者 施設の業務の提供を申し込み、市長の承認を得た者
- (2) 受信機器 施設に接続された加入者の宅内に設置されたテレビ等の機器
- (3) 集合住宅 2以上の独立した住居又は事業所等で1棟を構成し、有線テレビ放送受信用配線が共聴方式で設置されている建物
- (4) 自主放送 国東市が制作し、放送する有線テレビジョン放送
- (5) 同軸ケーブル方式における用語
 - ア タップオフ 伝送路を加入者宅に分岐するための設備機器
 - イ 保安器 加入者宅に設置する保安器具
 - ウ 端子 加入者宅へ引込線を接続するためのタップオフの取出口
 - エ 引込線 タップオフから保安器までの引込み配線
 - オ 引込工事 タップオフから保安器までの配線工事
 - カ 宅内工事 保安器と受信機器の接続工事及び調整
- (6) 光ケーブル方式における用語
 - ア ドロップクロージャ 伝送路を加入者宅に分岐するための設備機器
 - イ ONU ドロップクロージャから送られてくる光信号を、受信機器で受信できる電気信号に変換する機器
 - ウ 端子 加入者宅へ引込線を接続するためのONUの取出口
 - エ 引込線 ドロップクロージャからONUまでの引込み配線

オ 引込工事 ドロップクロージャからONUまでの配線工事

カ 宅内工事 ONUと受信機器の接続工事及び調整

第4条第1号中「製作」を「制作」に改める。

第7条第1項中「有線テレビ放送施設」を「法第6条第1項の規定により施設」に改める。

第8条第3項中「一端子」を「1端子」に改める。

第9条第2号中「費用負担は加入者が行う」を「費用(以下「引込工事料」という。)は加入者が負担する」に改める。

第11条第2項中「費用」を「費用(以下「復旧費用」という。)」に改める。

第16条第2項中「4万2,000円とする」を「4万2,000円とし、市長が加入承認をした際に徴収するものとする」に改め、同条第3項中「1万6,500円とする」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、市が引込工事を施工した際に徴収するものとする」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 同軸ケーブル方式 1万6,500円

(2) 光ケーブル方式 3万3,000円

第18条の見出しを「(復旧費用、加入金、引込工事料及び使用料の減免)」に改め、同条中「第11条第2項に規定する復旧費用、第16条に規定する加入金及び引込工事料又は前条に規定する使用料」を「復旧費用、加入金、引込工事料及び使用料」に改め、同条第4号中「使用料については、」を削り、同条第5号中「前3号」を「前各号」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第23条中「その損害」を「これにより加入者に生じる損害」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次条の規定により利用の停止等を実施した場合においても、これにより加入者に生じる損害については賠償しない。

第24条第1号中「この条例」を「この条例の規定」に改め、同条第2号及び第3号中「あるとき」を「あると認めるとき」に改め、同条第6号中「事業遂行」を「第4条に規定する業務の遂行」に改める。

第26条第2項中「第16条及び」を「第16条第1項及び第2項並びに」に、「及び第12条」を「、第12条及び第16条第3項」に改める。

第28条第1項中「第16条及び」を削り、「利用料金」を「施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に改め、同条第2項中「第16条及び」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第17条第2項及び第3項の規定は、利用料金について準用する。

第29条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に、同条中「公益上その他特別

の理由があると認めるときは」を「第18条に規定する使用料等の減額又は免除に準じ」に、「利用料金」を「利用料金等」改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

提案理由 国東市ケーブルテレビ施設の光化事業の実施による光化区域の設定にかかる用語等を整理するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 84 号

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年国東市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に係る手当の特例)

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和 2 年政令第 11 号)第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、当該職員を第 3 条に規定する感染症防疫作業に従事した職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、同条中「700 円」とあるのは、「3,000 円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、1 日につき 4,000 円)」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

提案理由 国及び大分県に準じ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処した職員に係る特殊勤務手当について特例措置を設けるにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 85 号

国東市産業振興条例及び国東市税特別措置条例の一部改正について

国東市産業振興条例及び国東市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市産業振興条例及び国東市税特別措置条例の一部を改正する条例
(国東市産業振興条例の一部改正)

第 1 条 国東市産業振興条例（平成 18 年国東市条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 25 条」を「第 26 条」に改める。

(国東市税特別措置条例の一部改正)

第 2 条 国東市税特別措置条例(平成 18 年国東市条例第 67 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条」を「第 25 条」に改める。

第 2 条第 1 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

第 3 条第 1 項中「平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体を定める省令(平成 19 年総務省第 94 号)」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号)」に改める。

第 4 条第 1 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 86 号

国東市国民健康保険税条例の一部改正について

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険税条例(平成 18 年国東市条例第 69 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「第 23 条」を「第 21 条」に改める。

第 21 条第 1 号中「33 万円」を「43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「33 万円」を「43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第 5 項中「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)」を「所得税法」に、「第 23 条」を「第 21 条」に改め、「同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。))」を「とする。))及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」に改める。

附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「第23条」を「第21条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の国東市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由 地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うにあたり、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 87 号

国東市体育施設条例の一部改正について

国東市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市体育施設条例の一部を改正する条例

国東市体育施設条例(平成 18 年国東市条例第 114 号)の一部を次のように改正する。
別表第 1 国見ゲートボール場の項、西武蔵農村広場の項及び朝来農村広場の項を削り、同表に次のように加える。

安岐ゲートボール場	国東市安岐町下山口 38 番地 1
-----------	-------------------

別表第 2 の 4 の表中

「

国見ゲートボール場	無料
国東ゲートボール場	

」

を

「

国東ゲートボール場	無料
安岐ゲートボール場	

」

に改める。

別表第 2 の 7 の(1)の表中「、西武蔵農村広場、朝来農村広場」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 安岐老人憩の家廃止に伴い、附属施設である「安岐ゲートボール場」を社会体育施設へ用途変更し、国見パークゴルフ場の拡張に伴う「国見ゲートボール場」の用途廃止及び利用者が少ない「西武蔵農村広場」「朝来農村広場」の用途廃止をするにあたり、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 88 号

国東市火災予防条例の一部改正について

国東市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市火災予防条例の一部を改正する条例

国東市火災予防条例(平成 18 年国東市条例第 229 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「第 44 条第 10 号」を「第 44 条第 11 号」に改める。

第 11 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等(」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第 12 号において同じ。)をいう。」を加え、「50 キロワット」を「200 キロワット」に改め、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第 14 号を第 18 号とし、第 13 号を第 17 号とし、第 12 号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 12 号を第 16 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

(13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。

以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 11 号を第 12 号とし、第 1 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長(消防署長)が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 44 条第 14 号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第 15 号とし、同条中第 10 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の国東市火災予防条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

提案理由 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 89 号

国東市老人憩の家条例の廃止について

国東市老人憩の家条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市老人憩の家条例を廃止する条例

国東市老人憩の家条例(平成 18 年国東市条例第 138 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 老人憩の家の廃止に伴い、本条例を廃止する必要があるので提出する。

議案第 90 号

大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合
規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項及び第 286 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 31 日をもって、大分県退職手当組合から由布大分環境衛生組合を脱退させ、及び大分県退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 由布大分環境衛生組合の脱退に関し、大分県退職手当組合規約の変更協議を行うにあたり、関係地方公共団体の議会の議決が必要であるため提出する。

同意第 5 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町

氏 名 ふじかわ としひろ
藤川 利博

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 2 年 12 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員会委員が欠員であることから、新たに委員を任命する必要がある
ので提出する。